

2016年10月28日

PGF生命
〔 プルデンシャル ズブラルタ ファイナンシャル 〕
生命保険株式会社

熊本地震により被災されたお客さまに対する
保険料払込猶予期間の再延長等の実施について

このたびの熊本地震により被災された皆さまへ、心よりお見舞い申し上げます。

弊社では、このたびの震災で被災されたお客さまについて保険料のお払込猶予期間を6カ月間延長する取扱等を実施（詳細は2016年4月28日付『[熊本地震により被災されたお客さまへの「特別なお取り扱い」について](#)』をご参照ください）しておりますが、被災地の復旧・復興状況をふまえ、下記のとおり追加の特別取扱いを実施いたします。

記

1. 保険料払込猶予期間の再延長

被災されたお客さまへの特別取扱いとして6カ月間の保険料払込猶予期間の延長を実施しておりますが、お申出いただくことなく、さらに3カ月延長し、猶予期間を2017年1月31日までといたします。

2016年10月末時点で保険料払込猶予期間の延長が適用されているご契約が対象です。

2. 猶予した保険料のお払込みについての特別取扱い

保障のご継続のために、猶予した保険料は猶予期間満了日（2017年1月31日）までにお払込みいただく必要がございます。

しかしながら、猶予期間満了日までに全額をお払込みいただくことが困難な場合、原則として2017年2月以降、毎回の保険料を継続してお払込みいただくことにより、猶予した2017年1月までの保険料の払込期日を2017年11月末といたしますので、この期間内に一括または分割でお払込みいただくことが可能です。

【お払込みの一例】

2016年4月から2017年1月までの10カ月分の保険料のお払込みを2017年1月31日まで猶予いたしますが、2017年1月31日までに保険料のお払込みが困難な場合は、2017年2月から2017年11月にかけて、毎月の保険料とあわせて2カ月分の保険料をお払込みいただくことにより、ご契約を継続することが可能です。

以上

【お問い合わせ先】

<p>金融機関等を通じてご加入の お客さま専用ダイヤル</p> <p>コール ジブロック</p> <p>通話料 無料 0120-56-2269</p> <p>受付時間 平日 8:30～20:00 土曜 9:00～17:00（日・祝日・12/31～1/3を除く）</p>	<p>旧大和生命でご加入の お客さま専用ダイヤル</p> <p>ツウワはジブロック</p> <p>通話料 無料 0120-28-2269</p> <p>受付時間 平日 9:00～17:30 土曜 9:00～17:00（日・祝日・12/31～1/3を除く）</p>
-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------